

一九八八年五月二六日「正統と異端」研究会記録

丸山眞男・石田雄

翻刻にあたって

本稿は、丸山眞男文庫所蔵の「正統と異端」研究会の録音資料の一部を翻刻したものです。丸山文庫には二一回分にあたるカセットテープ四本の「正統と異端」研究会の音声記録があり、その一部はすでに『丸山眞男集 別集 第四卷 正統と異端Ⅰ』（岩波書店、二〇一八年）に収録され、さらに続巻も編集中です。しかし、この『別集』二巻の収録に洩れた記録にも重要な内容が含まれておりますので、本『報告』誌上で紹介することといたしました。

今回の翻刻掲載に際し、著作者のお一人である石田雄氏のご令息、石田浩氏のお許しを得ました。記して感謝申し上げます。

東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター長 和田博文

凡例

一 本稿は、東京女子大学丸山眞男文庫編『丸山眞男集 別集 第四卷 正統と異端Ⅰ』（岩波書店、二〇一八年）第Ⅰ章に「正統と異端につ

いてのノート（研究会）」として収録された一九八八年五月二六日の「正統と異端」研究会の記録のうち、同書では掲載されなかった後半部分を翻刻したものである。

一 底本は、丸山文庫所蔵資料「丸山眞男「正統と異端」1988・5・26 ①」テープ起こし原稿（丸山文庫作成）（資料番号155）である。本資料は、丸山文庫所蔵の未発表録音資料「正統と異端研究会「丸山眞男「正統と異端」1988・5・26 ①」音源」（カセットテープ、片面60分、両面録音、インデックスカードに「国際社会での「正統」という記入あり）を丸山文庫で新たに文字起こししたものである。編集の最終責任は編者に帰する。

一 翻刻にあたり、編集と編者注の作成は黒沢文貴、山辺春彦、金子元、杉山亮が担当した。

一 校訂は、基本的に『丸山眞男集 別集 第四卷 正統と異端Ⅰ』に従い、次のような方針で行った。

（一）編者の判断で、本題と直接かかわりのないために削除した

部分や、読みやすさを考慮して削除した箇所がある。

(二) 本文は原則として新字体、通用している字体で統一した。

(三) 読みやすさを考慮して適宜改行を施した。

(四) 引用と思われる短い言葉は、編者の判断で「」に入れた場合がある。

(五) 書名・史料名等には断りなく引用符(「」「」など)を付した。

(六) 本文中「」(亀甲括弧)で表示したものは、とくに断らない限り、本稿編集にあたって編者が付した注記である。

一 本稿で翻刻した「正統と異端」研究会で丸山が用いた自筆原稿等は、東京女子大学丸山眞男文庫草稿類デジタルアーカイブ (<https://maruyamabunko.twcu.ac.jp/archives/>) によって検索・閲覧することが出来る。

〔丸山眞男集 別集 第四卷「正統と異端」〕二二ページより続く〕

丸山眞男 ただ、ちょっと考えてね。今日、だから本当はそれに付いて報告すべきなんだけど。全部もってきたんだけど、もってきて応接間へ出したんだけど、どうも、そこから選り抜いてくるってわけにいかないんでね。それで、今まで、少なくともぼくの記憶では石田君との……、石田君およびその他の人との会合ではいわなかった問題を……。これ、書くかどうかはちょっと次の問題として。それは、^{〔編者注①〕}現代における「正統の転換っていうことなんです。

石田雄 ええ。それはどうしても、書くか書かないかは別として、うかがっておかないと困るわけです。

丸山 ああ、そうですね。いや、それはただし、だから石田君の期待に反するんだな。つまり国内の問題は書かないの、その意味では。これは難しいんだな。人民主権の問題でしょう。

石田 ええ、ええ。

丸山 だから、国体が変わったかどうかという問題になるでしょう。でね、それはぼくは触れないの。分かんないんだ、ぼく自身で、ぼくがいうのは、つまり具体的にいうと戦争観なんです。つまり今まで「正統」ってのは、政治集団がその内部成員にたいしてもって正統性根拠なんです。政治集団の外部にたいしては、これは、正統性根拠ってのはなくていいわけです。要するに、政治集団であることよってあるのであって、主権国家がそうだったの。国際社会ってのは主権国家から成ってる。主権国家はなぜ存在するのかってことを問う必要なかった。国家は存在してるから存在してるんだということ。その主権国家観の変遷の問題。逆にいうならば国際社会というものができて、国際社会のなかで主権国家が自分の正統性を昭示していかなければならなくなったという問題が、新たに生じてきた。これが二〇世紀の問題だという……〔テープ中断〕

「……」国内のメンバーにたいして正統性の問題があるだけでなく、国際社会の一員としての主権国家が、今までのように存在するか存在しているんだと、それ以上の根拠がいらなかった……。いらな

かったのが、それが必要になってきた。端的にいいますと、国際法です。イエリネットの有名な言葉にあるように、国際法とは主権の自己制限であると。つまり、ほかのあらゆる法律は、他の審級であるのか、他の機関から下級の審級にたいして制裁をとらなると下される一つの規範なんです、すべて、国内法の場合には。そうすると国家以上の、ほら、審級がないでしょう。そこで、じゃあ国際法はどう説明したらいいのかというんで、イエリネットが『一般国法学』^{〔国家学〕}のなかで、Selbstbeschränkung des States〔国家の自己制限〕と、国家が自分で、国家主権は自分で自分を制限するんだと。自分で自分を制限するってのは、本当は法じゃないんですね。これは。倫理規定であつて。そうすると結局、国際法って倫理規定にすぎないということになっちゃうわけです。で、それはデ・ファクトの、事実上の問題としては今でもそうなんだな、残念ながら。そうだけでもやっぱり、そうじゃない変化の兆しというものがだんだん出てきたのが二〇世紀じゃないかということ、つまり二〇世紀はやっぱり過渡期、そういう意味では、正統の轉換の過渡期とみるんです。それが限界状況としての国家間の戦争にあらわれる。ということは戦争観の轉換という問題になるわけです。つまり、それがどうして出てきたかという、今、もう繰り返しますけども、主権国家がその正統性、正統性の根拠を国内の人民にたいしてもつだけでは足りなくなつた。

石田 ええ。

丸山 今やそれを International Community、国際社会のなかで昭

示することが必要になってきた。で、主権国家の、この戦争の意味轉換に現代的特質が集中的に示される。これは別に、お書きになる必要はないですけど、つまり、たとえばウェーバーのカリスマ的、伝統的、合法的という三つの正統性根拠はいずれも支配の正統性、つまり特定の支配、政治団体の指導者が臣下から服従を調達する上の理念型である。だから、国家という近代の代表的政治団体——もつとも代表的政治団体中の政治団体は国家ですから——は、その存在根拠をそれ自身のうちにもつていた。国家理性ってのはその表現だと、レーゾン・デタってのは。国家は国家自身、存在することのなかにその理由づけをもつていた。したがって、当然自衛権が出てくるわけですね、国家が存在することによって。したがって、だから国際法ってのは主権国家間の相互契約、イエリネットの有名な言葉によれば、「国家の自己制限」以上のものではなかつた。

石田 ええ。

丸山 だから、国際社会っていうのがあつたにしても、それは主権国家の集合体である。集合体ですから、主権国家の意思に反して、主権国家にたいして強制力を行使するものは何もなかつた。で、国家を代表とする政治団体っていうのは、物理的強制力つまり暴力を独占する、正統的に独占する政治団体であるという有名なウェーバーの定義ですね、ウェーバーとマルクスに共通していた、その意味では。両方とも国内的な支配関係というものを中心にしてみている。もしそうじゃなかつたら、国家が独占するってこと、いえないわけです。国

内において独占してゐるんです、正統的な暴力を。これはギャングの暴力と、つまり国家機関が行使する暴力とを区別するのが正統性根拠になるわけですから。そこで、そういう事態においては、主権国家の間の紛争は、平和的交渉つまり外交によつてか、さもなければ戦争によつて解決される。戦争か平和かつてのは、主権国家が他の主権国家にたいし、もしくは他の領域団体にたいし——これは主権国家じゃなくて、たとえば半植民地、植民地なら植民地でもいいんですけど——任意に選択できる手段であつたと。国策遂行の手段として、戦争か平和かは任意に主権国家は選択できた。クラウゼヴィッツの有名な「戦争とは他の方法をもつてする政治の継続である」というのは、もつともよくこの事態をあらわす。「他の方法をもつてする」っていうのは、軍事力の行使をもつてする政治の継続であるというのは、この事態をもつともよくあらわしている。で、これが第一次大戦の終わりまで当然に妥当するところの公理であつたということです。

つまり、これは国内法の発展の、歴史的発展にたとえを求めれば、自助に当たるんです。構成員のセルフ・ヘルプ、みずから助ける。つまり仇討つていうものが、法的に公認されていたのは、構成員の自助による紛争解決手段です、それは。で、近代国家で仇討が禁止されたつてのは、近代国家が暴力を独占してるから、裁判所に訴えなければ構成員が自分で暴力を行使することはできないわけです、その意味では。だから戦争と平和を、国際紛争の解決のためにどちらかを主権国家が選ぶことができるつてのは、戦争を選び……、自助の手段ですから、

それに当たつたわけですね。復讐とか仇討あるいは決闘、それが法的に許容されている状態が国際法なんだ、国際社会なんだといつていいですね。だからそれは、戦争つていうのは主権国家間のたんなる争いではなくて、国際社会の秩序維持および侵された秩序を回復するといふ、そういう意味をもつていた、あの戦争までは。

だから戦争つてのは、たんに「この野郎！」つていう、怨恨の放出ではないということなんです。秩序維持の手段であつた。そのため、あるいは外交を用い、あるいは戦争を用いたというのがこれまで社会であつた。戦争つてのはだから、主権国家間の決闘であり復讐である。国際法はそのルール、戦時国際法ですね。戦時国際法は、福沢のでもちよつと書いたんですけど、(編者注②)ぼくらの学生時代には平時国際法と戦時国際法というのがあつた。戦時国際法つてのは、法律を知らない人には非常に奇異に響くんですけど、決闘のルール、戦時国際法は、やっぱり一定の戦時国際法に従つて戦争をしなきゃいけない。たとえば中立国を封鎖したり、中立国の船舶を撃沈したり、それから非戦闘員を殺傷したりしてはいけないというふうなのは、みんな戦時国際法のルールです。捕虜の虐待の禁止もそうです。

で、こういう国際間の紛争解決のルールとしての戦争という、そういう意味をもつていうことは、事実問題としては今日もそのまま継続している。ただ、正統性根拠、権利問題と事実問題にたいする、権利問題としてみるならば、第一次大戦を契機として非常に大きな転換がなされているということなんです。これは、ヴェルサイユ条約

——これはまあヒトラーが興つた理由なんですけど——ヴェルサイユ条約の一部として、講和条約の一部として国際連盟規約ができたんです、その意味では。で、国際連盟規約っていうのは、主権国家が集まって国際連盟をつくるんだから、当然それはドイツも入るわけです。ところがそうじゃなくて、ドイツにたいする講和条約の一部として国際連盟規約ができたから、戦争を終わらせる条約の一部として国際連盟の、国際社会についての規定ができたということ。これが、戦争犯罪人^(編者注④)つものがはじめて、カイゼルが戦争犯罪人に指定された。第二次大戦のように裁判は開かれなかったけども、戦争犯罪人という観念がはじめて出てきた、第一次大戦後に。具体的に申しますと、つまり国際連盟規約違反にたいする制裁としての戦争という観念が登場した。これは、主権国家にたいして国際連盟が強制力を行使する。経済制裁から軍事制裁にいたるまで強制力を行使する。これは、国際社会がはじめてここで One World として観念されたわけ。主権国家のたんなる原子的集合ではなくして、One World として観念されたから、One World の秩序違反にたいしては制裁を科する。ちようど政治社会の一集団であるわれわれが、その秩序に違反すればそれにたいして刑罰が加えられるのと同じように、主権国家にたいする刑罰。つまりこれは、従来の観念では律しえない、この国際連盟の制裁つてのは警察行動なんです。国際社会の警察行動であつて、従来の主権国家間の戦争ではない。

^(編者注④) 国際連盟規約で申しますと、国際連盟規約は、ヴェルサイユ講和条

約の第一篇に含まれてるんですけど、まあこれは書かなくてもいいんですけど、一九一九年、つまり戦争が終わつたということで六月二八日にヴェルサイユで署名する。そして発効したのは一九二〇年の一月一〇日です。日本についていうならば、一九一九年六月二八日、つまり同日にヴェルサイユで署名国になつてゐるわけです。したがつて、国際連盟に当然加入してるわけです。そして一九一九年の一月七日に批准され、一九二〇年の三月一九日に批准書^(編者注⑤)を寄託して、そして一九二〇年の一月一〇日に条約一号として公布されている。したがつて署名したのは一九一九年、公布されたのは二〇年です。それから国際連盟を脱退する^(三三)三二年まで日本は国際連盟の署名国であり、国際連盟の規約に服さなければならなくなつたわけです。で、国際連盟のなかには脱退の規定がありまして、第一条第三項に二年前の通告で脱退できると。これに従つて、昭和八年に日本は脱退したんですね、国際連盟を。

まあ、それはいいんですけど、非常に画期的なのが、国際連盟第一六条のサンクション、制裁条項なんです。ここで、その第一項で、「第十二条、第十三条、又ハ第十五条ニ依ル約束ヲ無視シテ」というのがここにありますが、省きますけど、「第十二条、第十三条、又ハ第十五条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル連盟国ハ、当然他ノ総テノ連合国ニ対シ、戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス」。これが革命的だというゆえなんなんです。つまり、そういうことは今までないわけ。同盟を結んだ国は別ですよ、軍事同盟を結んだ国は。これは主権国家間

の軍事同盟。しかし、「この連盟規約を無視して戦争に訴えた連盟国は当然にすべてのメンバーにたいして戦争を布告したものとみなす」。これはつまり、国内法秩序でいえば、国内の法秩序を犯した犯人はすべての善良な市民にたいする敵であるという観念を、国際社会に適用したもののなんです。そうすると、これはもう全然従来の紛争解決手段としての戦争と、主権国家間に行われる戦争と観念がちがうわけです。

Should any Member of the League resort to war in disregard of its covenants under Articles 12, 13 or 15, it shall ipso facto……つていうんですね、「当然に」ああ、ipso facto だから「事実上当然」にだな、そのまま訳せば。「事実上当然に」deemed to「みなされる」。ですからフィクションなんです、これは。「事実上当然に、国際連盟の他のあらゆるメンバーにたいして戦争行為を行ったものとみなされる」と。これが、満州事変にたいして国際連盟が日本を制裁する、それで日本が脱退するということになったゆえんなんです。で、これはね、だから制裁は実効がないじゃないかとかいう問題と別問題であって、つまり正統性の問題としてみたら画期的な転換。

ぼくはね、こういうことをやっぱ非常に考える必要があるっていうのは、それこそ、このあいだの国土庁長官の(編者注⑥)(笑)、あれで本当に、全然変わってないんだね、一九世紀的思考から。主権国家間の戦争だからあたりまえじゃないかという考えから。

で、第二項には、理事会がすべての政府にたいして「effectiveな military, naval or air force を使う」と、ある場合には、「……ことを勧

告することができる」。これは非常に弱いんですね。「勧告」することができる。しかしこの場合、もし連盟国が、たとえばA国がB国を侵略したつていうときに、他のすべての連盟当事国が軍事的手段を行使したとすれば、それはもはや従来の戦争観では捉ええない。つまり、警察行動なんです、その意味では。その理由は to protect covenant of the League、「連盟規約を守るため」、つまり国際秩序を守るために当然、他の連盟加盟国は、自分は侵略されてちつともいないんだけど、そういう極端な場合には軍事行動をとらなきゃいけない。これはまあ画期的。「当然」という、「当然、他のすべての連盟国にたいして……」ということになるんです。

年代順にいうと、その次の画期が不戦条約。これはパリ条約といわれるんですが、正式の名前は「戦争抛棄に関する条約」。日本も調印してるんです。満州事変よりはるか前ですから。そんな盧溝橋事件とかをもち出して……。そういう意味では滑稽なんです。日本はこれに約束してるんだ、国際社会にたいして。General treaty for the renunciation of war、戦争放棄のための一般条約。けっして第九条にはじまっているわけじゃないんです、その意味では。これはケロッグ・ブリアン条約ともいうんです。ブリアン（フランスの外務大臣）からケロッグに、アメリカの國務長官のケロッグに提案されたことからはじまったものから。それでいろんな各国が留保しているのが、逆にいうと、主権国家間の戦争という考え方の矛盾を象徴してるんですがね。しかし、それはちよつとあとでいうとして、その不戦条約の前文に

は、'a frank renunciation of war as an instrument of national policy'、日本の訳だと長いんですけど、このアメリカ合衆国大統領云々というなかに「日本国皇帝陛下」って入っています。「チエコスロバキア共和国大統領云々は」、「人類の福祉をなんとか」って書いて。要するに大事なことは、「国家の政策の手段としての戦争を率直に放棄すべき時期の到来せることを確信し、その相互関係における」、つまり国家の相互関係における「一切の変更は平和的手段によりてのみこれを求むべく」、それからまたちょっととびますが、「今後、戦争に訴えて国家の利益を増進せんとする署名国は、本条約の供与する利益を拒否せらるべきものなることを確信する」ということが前文に書かれています。

しかも第一条、これはまあ日本で非常に問題になるんですけども、画期的です。第一条が戦争放棄なんです。「締約国は国際紛争解決のため」、やっぱりここでも「国家の政策の手段として」と前文では書いてあるんですが、「国際紛争解決のため、戦争に訴うることを非とし」と。ここで法的に、つまり戦争か平和かは自由に選べるんじゃないんで、国際紛争解決のために戦争に訴えちゃいけないという一般原則。「かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争」、これは前文に書いている、「政策の手段としての戦争を放棄することをその各自の人民の名において厳粛に宣言す」と。これが、私は画期的だと思うんです。これはね、'The High Contracting Parties solemnly declare'、厳粛に宣言する、'in the names of their respective peoples'、それぞれの

ピープルの名において宣言するという、「締約当事国は国際的な紛争を解決するために戦争に訴えることを」condemn、「非難し」、そして「お互いの関係において」国策の、「国家的政策の手段として戦争を行うことを放棄することを厳粛に宣言する」って入っているのが第一条。つまり憲法第九条のはしりなんです、これは、その意味では。

それで非常に面白いのは、イギリスもアメリカもみんな留保を付けている、これにたいして。それは日本の留保と対照的なんです。イギリスは、「われわれの平和と安全にとって、特殊かつ重大な利害として世界のある特殊の地域の安寧と安全」というか「統一性」「integrity」を考える場合には行動の自由がある」と。これは特殊利益ですね。イギリスの特殊地帯、特殊利益をもっている地帯にたいしては、これは適用されないという留保をしたんです。つまりイギリスの「平和と安全にとって、特殊かつ重大な利害を構成するところの、世界のある地域の福祉と統一性」が存在する場合にはこれは適用されない、行動の自由があるという、そういう留保を付けるんです。

それからアメリカ政府も留保を付けてまして、これは自衛権を制限しない。「自衛のために戦争に訴えることが必要とするか否かは、各国は独自に決定する権限をもつ」と。つまり侵略戦争はいけません。侵略戦争を禁止したんだと。これが、ほとんど一般の公的解釈なんです、不戦条約の。侵略戦争を禁止したのであって、自衛の戦争はいいというんで。

やっぱり、ここで非常に面白いのは日本の留保なんです。これは

まあ、石田君はご承知でしょうけども……。

石田（笑）。

丸山 こういう留保をしてないわけです。自衛権について留保すること〔編者注⑦〕を全然してないで、「人民の名において」っていうのに留保してる。これは日本の国体に反するから、「ここは適用しないものと了解する」と。これは田中（義一）内閣の生命を揺るがした問題になったんです。〔編者注⑧〕その当時、ぼくは中学のとき（で）よく覚えてますけど。

In the names of their respective peoples ということについて、これは日本には適用されないものと了解するという声明を発して、これにサインしてるんです（笑）。

これはしかし、日本が想像する以上にぼくは大きな意味をもっている（と思う）。というのは in the names of their……、respective っていうのはちよつと引かかるとは思いますが、レスベクティブって各国家の人民という意味ですから。しかし人民の名において、主権国家を制限したわけでしょう。主権国家の行動を禁止したわけでしょう、戦争行動を。ということは、人民ってのはもはや国家内成員にとどまらない、ある場合には主権国家の行動を、対外行動を制約する、つまり国家の枠をこえた存在であるってことが、「人民の名において」ってのが正統性根拠になったということによって、非常に端的に示されている。つまり、今や人民っていうのは各国の国家所属員とはちがっていると。もし所属員だったら、「人民の名において」って意味のない言葉になる。同語反復になっちゃうんです。そうじゃなくて、「各国のビープルの名に

において」っていったことは、ビープルっていうものもはや主権国家をこえた正統性根拠をもって、そして主権国家の対外行動、戦争行動を禁止する主体になったってことを連盟、つまり不戦条約締結国が承認したことになるんですね。

だから、日本はちよつと留保したから。これは、この日本の留保ってのは、ぼくはずつとポツダム宣言の留保までつながると思うんです。ポツダム宣言における、人民の、「日本の政府の将来の形態は日本の人民が自由に発表した意思によって決定される」というものを、「これは国体を含まないものとみなす」（笑）という制限を付けたんだけど、それは別に承認されたわけじゃない。勝手に日本のほうで付けた。〔編者注⑨〕そこまでつながってくる問題なんです。それぐらい国体ってのは重い。近代国家において重かったということですよ。

しかし逆に読めば、ぼくは、不戦条約の画期性を、画期的な意味を示していると（思う）。つまり、各国の政府の自己制限ではないんです。政府は人民の代表にすぎないのであって、人民の名において厳粛に宣言するということ、国策の手段としての戦争は少なくとも永遠に放棄する、いろんな留保にかかわらず。つまり自衛権は、自衛権のための戦争は許容されたり、あるいは特殊地帯、特殊利益をもっている、非常に重大な特殊利益をもっている地帯における戦争は……、「特殊地帯」における行動の自由は留保する。日本もだから、このとき留保しておけば満州における行動は、これに入るわけですよ（笑）。ところが国体のほうにこだわっちゃったもんだから。イギリスはやっぱり

ちゃっかりしてて、ちゃんと留保してるわけです。

——たとえばその場合、イギリスはインドで反乱が起こるとかそういうことを……。

丸山 そういうことをもちろん……。

—— やっぱり考えてるわけですか。

丸山 それはもう。たとえば、すでにボルシェヴィキ革命後でしょう。世界中に共産党があるでしょう。そうすると、それが共産党の煽動によるということになると、ヴァイタル・インタレスト、重大な利益になるわけです。それを、そこにおける行動の自由はあるわけです。

それどころか隣接地域における——今アメリカやソ連がやっつてるように——隣接の国家にたいする内政干渉をやったって、それがヴァ

イタル・インタレストならいいわけ。日本の満州にたいする関係はそれなんです。で、ぼくは満州事変が起こったあとでしばしば、そういう議論を聞いたし、神川〔彦松〕^{〔編者注⑩〕}さんもだいたいぶ転向してそういつて

ました。^{〔編者注⑪〕}つまり、アメリカのカリビアン政策をみれば、国際的に承認されてると。隣接した地域に特殊権益をもつる場合には、一般国際

法は適用を制限されるということで、特殊権益があるわけだよね、日本は、日露戦争以来の。

うーん、だからね、つまり留保してないんですよ。留保してないから明らかに不戦条約違反なんです。だから国際連盟条約違反^{〔編者注⑫〕}していること明白だから脱退したんだけど、なお不戦条約は脱退してないでしょう。だからやっぱり不戦条約に拘束されてるわけで。そうする

とやっぱり満州……、盧溝橋事件どころか、昭和六年の満州事変の自衛権の行使というものはやっぱり不戦条約違反。だからそこでそういう、だからつまり、イギリスもアメリカもみんなやっつたじゃないかっていうのはね（笑）、なんだっけ、奥野〔誠亮〕国土庁長官は、それは一九世紀の主権国家間の戦争という戦争観から一步も脱却してない、その意味では。戦争観がそれだけ変わってる。つまり、少なくともこれだけいろんな留保を付けたにもかかわらず、ある種の戦争は明白に違法とされてる。

つまり戦争は倫理的によくはないってのは、これはもう大昔からあるんです、カントの『永久平和論』から。倫理のあるいは宗教的な戦争にたいする非難ってのはある。しかし、法的に不法であると、戦争がというのは、これが第一次大戦においてはじめて登場し、ヴェルサイユ条約ではじめて登場し、それから不戦条約に登場し、そして今度は国連にもちこされていく。

さっきの連盟規約に違反して戦争を行った行為は、他のメンバーにたいして当然戦争したものとみなすという規定は、国際連合のなかにはないんですね。で、なぜないかというと、今度は国際連合になるんですけれども、国際連合憲章——国際連盟の場合にはコヴァント、規約っていうんですけど、もっと強くなるんです、国際連合はチャーター。チャーターですから非常に強くなる。だから、国際連盟の場合には国際連盟規約っていうんですけど、国連の場合には国連憲章っていうんです。この国連は一九四五年六月二五日、つまり、まだ日本が戦争し

ている最中にできてるんです。これ、非常に重要なことなんです。ドイツは降伏したけども、まだ日本が戦争してる最中にできてる。そして、一〇月二五日に効力を発生してる。日本が加入したのは一九五六年ですね。

その〔国連憲章の〕なかに、その前文には We the peoples of the United Nations、ユナイテッド・ネーションズの諸国民はこういうことを決定したということが前文にある。このユナイテッド・ネーションズ……、今UNってのは国連のことをいいますけど、これ何かっていうと連合国のことなんです。これは非常に重要なことなんです。ということ、主権国家は主権国家があることによって、当然国連のメンバーになるんじゃないかって、やっぱり連合国なの。

このなかに、たとえば国連〔憲章第四条第一項〕の規定のなかに、「国連へのメンバーシップは」、国連への加入は「すべての他の平和愛好国家にたいして開かれている」と。で、元来の加入国があるわけです。オリジナル・メンバーという。しかし、これは他のすべての peace loving states にたいして開かれている。これは非常に重要なんです。

つまり、主権国家は主権国家であるだけで国際社会秩序の構成員になるんじゃない。平和愛好国家であるということを実証してはじめてメンバーになれる。つまり枢軸ってのは国際秩序の違反者なんです。そういう前提があつて戦争犯罪人っていう觀念がやっぱり成立する。

だから、国連が無力だから、現実には勝者の敗者にたいする制裁とぶつかるんだ、事実問題としては。しかし、規範的意味はまったくち

がう、これは。国連そのものが戦争中にできる。で、戦争自身〔国連九〕が、つまりデモクラティックな peace loving nations の集まりである。ピースを破壊したのが枢軸国だという前提に立ってるわけです。だからそれは入らない。戦争当事国だけじゃないんです。フランコのスペインも入らないんです、枢軸と同盟してますから。つまり、平和愛好国家のみによって国際社会が構成される。ちょうど、つまり秩序を破らない市民によって国家が構成されると同じなんです、その意味では。生まれながらの犯罪人ってのはないわけです、その意味では。だからみんな、法を破らないという前提があつて、国家の構成員ができていく。それと同じ論理を国際社会に適用した。Peace loving っていう言葉があるから、さっきのように「当然」という、「当然」、「国際連盟規約に違反して戦争に訴えた国家は当然、他のメンバーにたいして戦争をなしたものとみなす」という規定は不要になったわけです。つまり戦争中、連合国、第二次大戦の位置づけに関係するんですけど、その意味では。

だから、歴史的にはこれにたいしていろいろ異議がある、〔異議〕を立てるいい分があります。そんな立派なことをいえるかどうか、〔異議〕があります。しかしその意味、思想的意味ってのは非常に大きい。Peace loving nations……、つまり主権国家は主権国家であるだけで国際社会の構成員になるんじゃないかって、peace loving nations、平和愛好国家であるってことを昭示してはじめて国連のメンバーに。それで、日本は一九五六年に加入したのは、peace loving nations であるという

ことを承認されたから、国連の一員になったわけですが、その意味では。

で、いかに国連つていうものが第二次大戦の……、というものと、ちようどまあ、「国際連盟規約」ヴェルサイユ条約と一緒になつてるといふほどではないんですけど、それは別ですけども、〔国際連盟〕国際連盟の場合、いかに第二次大戦とくつついてるかつていうのは、たとえば「国連憲章」第一〇七条に、第二次大戦中の敵国、エネミーつて言葉を使つてゐるんです。敵国にたいして例外的措置つていうものを規定してゐるわけです。そのエネミーの規定があります、国連「憲章」のなかには、第二次大戦中の。国際連合憲章の第八章第五三条「強制行動」つていうところ「ろ」の第二項に、「本条一で用いる敵国という語は、第二次大戦中にこの憲章のいづれかの署名国の敵国であつた国に適用される」といふんで、エネミーつて観念。

このエネミーつていうのは、少なくとも伝統的概念における……、エネミーつてのは相互関係ですからね、お互いに戦争当事者からはみんな相手はエネミーでしょう。で、そういう意味じゃないんです、これは。連合国にたいするエネミー、つまりユナイテッド・ネーションズにたいするエネミーなんです。これには適用されません。だから、これはメンバーとして当然には入らない。あとから平和愛好国家つてことを昭示されてはじめてメンバーになれる。ということはいかに国連が現実的に無力であつても、つまり、もはや国際社会というものが主権国家間の原子的集合、アトミスティックな集合としては考えられなくなつていったという事態を、象徴的に示してゐるわけ

す。

したがつて、ここから第二次大戦後の戦争裁判、極東軍事裁判およびニュルンベルク裁判における「文明の敵」という言葉が出てくる。それで、これは事後措置じゃないかつてのは清瀬（二郎）弁護士その他がいつたんです。〔編者注〕つまり、今までの国際法にないじゃないかと。そうなんだ、実際、厳密に法的にいうと。だけど、それは実際、歴史的経過をみると、あたりまえなんですよ。つまり、人類社会というものが従来よりはるかに具体的に定義されてきてゐる。人類社会……、主権国家の構成員〔カ〕が当然に人類社会の構成員になるんじゃない。人類社会の秩序攪乱者は一時監禁する。で、その秩序を攪乱した張本人は処罰される。ちようど国内法秩序において、秩序を乱した者が処罰されるのと同様に。そういう前提のもとで戦争犯罪という。したがつてそれは文明世界の、世界の文明にたいする敵だといふ一つの規定がこう……。これは、捕虜虐待とかB級戦犯・C級戦犯にはまったく適用されない。文明の敵つてことはA級戦犯だけに当てはまる。

だから現実には、国際的な審級、国際的な機関が、国連はできたけど主権国家を構成員としてゐるつていうことは、やっぱり矛盾なんです。で、その矛盾が出てきてから、こういう諸規定はすべて事実上は、軍事的勝者にたいする軍事的敗者にたいする制裁というものと重なり、したがつて、ニュルンベルク裁判および極東国際裁判は無効であるという主張の根拠は、従来の主権国家を前提にすれば当然出てくる。その矛盾の露呈なんです。ただし、それはけつして第二次大

戦あるいは盧溝橋事件というものから問題になったんじゃないんで、その段階においてすでに、国際社会についての共通規範というものの成熟。それから、それに対して主権国家の絶対性というものはもはやなくなつて、その規定違反にたいする^{〔を犯した〕}主権国家というものは制裁に服さなければいけないという前提が、すでにその前に成立している。それは、その制裁が現実にとどこまでできるか、有効であるかつてことは、これは別問題なんで。

横田〔喜三郎〕さんが、これはまあ話がそれですけど、横田さん国際法だから、よくぼくは講義聴いたんだけど、いったんですけど、国際法なんて誰も守らないのであると、主な国はと、いうのがある。しかしそれは、現実の有効性と妥当の問題とを混同してる。法として妥当しているかという問題。そうすると、強盗犯人がいると。捕まんなかったと。じゃあ刑法は、法じゃないのかと〔笑〕。それと同じだっていうんですよ^{〔編者注〕}。現実には捕まえられるかどうか、現実には国家にたいして制裁が加えられるかという問題と、それが法として有効であるかどうかという問題は別であつて、やっぱり法として有効だということ。理屈はその通り。ただ規範観念が弱いから、日本では、なかなか通用しないけど。事実上だめじゃないかというほうが強いけども。それは、やっぱり規範的拘束力というもの、主権国家はもはや今まで考えられない程度の、つまり国際社会による規範的拘束力を受ける存在になるということですね。

これは逆にいうんならば、国際社会における自己の正統性根拠、L

正統性根拠、つまり peace loving nations であるという正統性根拠を示さなければいけなくなった。その国内法的規定が憲法第九条と理解できるんじゃないか。だから、憲法第九条を欠いている国が圧倒的だけれども、実際は各国がみんな憲法第九条をもつべきはずなんでね。それより上級の国連の、みんなが制約してる国連の規約^{〔憲章〕}のなかにあるわけですから。だから、あれをアメリカの押し付けとか、なんとかかかんとかいうのは非常におかしいんで、逆にアメリカもあれを〔笑〕、本当は国内法としてもつべきであると、堂々といえる立場にいるのが、日本なんじゃないかと思うんですね。

あの、と、申し上げた意味は、L正統っていうものが今や非常に大きな転回をしつつある。つまり国内の成員、政治集団の国内の成員にたいする服従の正統性根拠であつたL正統が、今や国際的に拡大されてくる。ということとは、逆にいうと、国際社会自身が非常に、これはいろんな理由で、もちろん宗教的・道徳的理由だけじゃなくて、テクノロジーの発達、各主権国家の相互依存性の増大というような諸要因によつて、国際社会というものが非常にアクチュアルになってきたと。国際人の養成なんてわけのわかんない言葉がね〔笑〕、今いわれてるんですけども、実際に国際社会ってものがアクチュアルな存在になった。そうすると、国際社会の秩序維持の必要から、主権国家の行動つてのは当然制限される。

第二には、主権国家だけが、もちろん従来でも非常に限定された意味ではそうですけど、だいたいにおいて主権国家だけが構成員だった。

けれども今後は個人、それから社会諸集団その他が国家を媒介にしないで国際社会の構成員になるというような方向がますます出てくるだろう。一部は出てきてますけどね。ILOから以降の、まず労働規約を通じて出てきてるんですけど。それから世界人権宣言がそうです。世界人権宣言ってのは、やっぱり人権を尊重する義務というものを各国家に課してるんです、世界人権宣言というものは。ということは、個人の人權ということが、もはや国家の所屬員であるということを超えた普遍的な意味をもつて……。

—— アムネスティ（「インターナショナル」）なんていうのもそれに近いわけですよ。

丸山 アムネスティもそうですね、精神は。だから慈善行動だけじゃなくて。まあ国連の諸機関はだいたいみんなそうなんですけど、ユネスコはもちろんそうですけども。

ただやっぱり、国連自身が一番大事な秩序維持のための具体的な行動機関が安全保障理事会なんです。それはやっぱり問題だね。さらに問題でいえば、国連のメンバーシップ自身が、やっぱり国を単位としていてということ。それが現実と非常に大きくちがうのは、たとえば人口五〇万ぐらいの国も一票をもち、それから何億の国もやっぱり一票をもつてるといのは、現実の人民の代表ではないわけです。国家を代表してるから、国家平等権に従って全部平等になっちゃうんですけども。そこで非常に矛盾がきちやうもんだから、現実には警察行動というものは超大国によってなされている。これは、米ソの超大

国は警察行動をベトナムでとったりアフガンでとったりしているんであって、正統性根拠は全部しかし警察行動にあるんです、あれは、その意味では。だから両方ある意味では、彼らの念頭にある国際秩序にたいする侵害が行われている、それにたいする秩序回復行動なんです、ベトナムもアフガンも。

それはけしからんですよ、もちろん。けしからんけどもね（笑）、だけど、つまり正統性根拠がちがつてるわけですよ、たんに。特殊地域、あるいは従来のイギリスが留保したような、特殊権益をもってるからやるんだということは、ソビエトもアメリカもいわない。一種の警察行動だといってる。だから、アメリカは世界の憲兵じゃないかってよく、悪くいわれるんですけど、つまりどこが悪いんだと、世界の憲兵なんだというでしょうね、アメリカは、そういう意味では。アメリカの侵略のためじゃなく、もっぱら世界の憲兵として行動……。しかし、それはやっぱり、主権国家が単位になつてるといふことの矛盾。アメリカもソ連も主権国家の一員にすぎない。にもかかわらず、それが国際社会の秩序維持の主たる責任者で、担つてるといふのが今の超大国による世界秩序の矛盾であつて。

ぼくは二一世紀つてのはそれが崩壊していく時期だと思えますね。で、今のような傾向がダーツと促進されて、国際社会がもつとプルーラル（多元的）になって、主権国家以外の個人あるいは社会集団が直接に国際社会の担い手になっていくと。国家ももちろん担い手で、国家はそんな簡単に、バクーニンや無政府主義者がいうように消えてなく

なりませんからね。国家は依然重要でしようけども、国家以外の社会集団あるいは個人が、つまりコスモポリタンですね、世界市民がますます直接に国際社会の担い手になっていくという傾向が増進していく。と、それらが全部主体になって、そして、国際社会の秩序を維持していく。国家はそのなかで自分のL正統根拠つてものを昭示して、いかなきゃならない。まあ、どうですか、そういう問題はね(笑)。L正統のなかに入れるにはでかすぎるかね、ちよつと(笑)。

—— 一九二八年の不戦条約は今も有効性をもっているわけですね。

丸山 ええ。少なくともあれに拘束されないことを宣言するってことは、一度もいってないですね。

—— そうですね。

丸山 一度もいってないです、いかなる政府も。で、もちろん、今の国連の国よりずっと少ないですから。

—— ええ、ええ。

丸山 その当時植民地だった国が多かったです。しかし、不戦条約は当事国五九ですね。五九国は拘束されているわけです。これは別名が不戦条約つてのが肝心で、戦争放棄に関する条約。まったく言葉は第九条と同じ言葉を使ってるんです。あの……。

—— ……おっしゃいましたけど、一番、結論として、これはわれわれは……。

丸山(笑)。いや……、あのね、戦争がね、戦争終結……〔テープ終

了〕

編者注

①以下の部分では、自筆原稿「現在におけるL正統の転換——過渡期の様相、限界状況としての戦争、戦争観の転換」草稿(資料番号②②②)が参照されている。
②「文明論之概略」を読む」一九八六年(『丸山眞男集』第十四巻、岩波書店、一九九六年)三〇七頁以降。

③ヴェルサイユ条約第二七条では、ヴィルヘルム二世を「国際道徳および条約の尊厳に対する重大な犯罪の故をもって訴追する」ことが定められた。この条項に基づき、連合国は一九二〇年一月、ヴィルヘルムが亡命していたオランダにヴィルヘルムの身柄引き渡しを要求した。しかし、オランダ政府は条約に調印していないとして引き渡しを拒否した。さらに、イギリス国王ジョージ五世、オランダ女王ヴィルヘルミナ、ベルギー国王アルベール一世ら欧州各国の王族が訴追に反対した。訴追に対する連合国内部での温度差もあり、ヴィルヘルムの召喚と裁判は立ち消えとなった(飯倉章『第一次世界大戦史 諷刺画とともに見る指導者たち』中公新書、二〇一六年)。

④以下の部分では、自筆資料「世界秩序の法的形成の発展」資料抜粋・メモ(資料番号②②②)と、「主権国家の世界秩序内における正統性(L)の問題の登場付・戦争権(交戦権)放棄の前提」メモ(資料番号②②②)が参照されている。

⑤一九二〇年三月一九日は、アメリカ連邦議会上院でヴェルサイユ条約の留保付批准案が否決された日であり、日本が同条約の批准書を寄託したのは、その発効日である一九二〇年一月一〇日である。

⑥竹下登内閣の国土庁長官だった奥野誠亮は一九八八年四月二二日に靖国神社に参拝し、その後の記者会見で、閣僚の靖国神社公式参拝を批判する鄧小平の発言に「振り回されるのは情けないことだ」と述べた。さらにこれが中国の新聞などで批判されたことに関し、五月九日の衆議院決算委員会「侵略という言葉を使うのは嫌だし、あの当時日本にはそういう意図はなかった」と発言した。これを中国の呉学謙副総理が批判し、野党各党も奥野の罷免を求め、竹下総理大臣は五

月一三日に奥野を更迭した。

⑦『定本 丸山眞男回顧談』でも丸山は同様の理解を示しているが、同書の編者である平石直昭氏はこれを疑問とする（『定本 丸山眞男回顧談』上、岩波現代文庫、二〇一六年、三七二―三七三頁補注）。のちに言及される神川彦松も、「日本は自衛権は留保したけれども満蒙に対するモンロー・ドクトリンは宣言しなかった」と述べている（神川『国際政治学上より見たる満洲問題』一九三二年一〇月〔神川彦松全集』第一〇巻、勁草書房、一九七二年）二二一頁。このとき田中義一内閣は、自国の領土を防衛するという狭い意味での自衛権の留保を対外的に宣言したが、他方で、自国領土外の権益を防衛するための軍事行動も自衛権の行使にあたるという広義の解釈を採用する閣議決定を行っている。これは、日本も実質的にイギリスと同じく、モンロー主義にもとづく留保をしていたことを意味しているが、このことが対外的には公表されなかった理由については、外務省欧米局長は次のように説明している。「満洲ニ於テ我我国力将来執ルコトアルヘキ行動ハ満洲ニ於ケル我権益乃至地位ノ増進ニ依リ其ノ範圍ヲ異ニスヘク今日或一定ノ形式ヲ以テ同地方ニ対スル我行動ヲ留保スルトスルモ此ノ形式ハ将来我権益ノ増進セル場合ニハ不充足ニシテ却テ我ノ行動ヲ制限スル結果トナルヤモ知ルヘカラス此等将来ノ我地位ノ変化ヲ予想セル広汎ナル留保ヲ行フトスレハ無用ニ他國ノ疑惑ヲ招ク虞アリ」（『不戦条約批准奏請案の枢密院精査委員会通過について』一九二九年〔日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第一卷、外務省、一九八八年、三六七頁）。

⑧不戦条約は、一九二八年四月にアメリカが条約案を日本を含む主要国に送付し、五月までに各国がそれに賛成したことを受け、六月にアメリカが最終案を提示して八月二七日の調印に至るというプロセスで成立したが、日本は条約案を受け入れ、アメリカの最終案を待っている段階で、条約案のなかにあった「人民の名において」という部分の削除をアメリカに提案した。その理由は、この字句が「我カ憲法ノ精神ニ副ハサル嫌アルヲ以テ」であった（『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第一卷、二六八頁）。これに対してアメリカ側は、「何レノ政府ト雖人民ヲ代表セサルモノ無ク又本条約ニハ専ラ政治的考慮ヨリシテ一般人民ノ気受ケ好キ字句ヲ使用シタキ希望」があるという観点から難色を示した（二七二頁）。

日本側は、「斯クノ如キハ國家ノ主權ハ人民ニ在リトスル思想ヲ前提トスルモノナルヲ以テ我カ憲法上ノ解釈トシテハ認容シ難キ所」があるため、国内で有力な反対論が登場してきており、枢密院での批准が困難になるとして、「人民ノ福祉ノ為メ」のように修正することを求めたが（二七三頁）、アメリカ側は「*By the name of our behavior*」に代わって、「…のために」ト全然同意義」として修正に応じなかった（二七五頁）。やむなく日本はこの字句の削除や修正をあきらめ、日本の解釈に対するアメリカの確認を取り付ける方針に転じ、アメリカはこれに応じて次のような覚書を発したため、日本は条約の調印に同意した。「……*By the name of people*」ナル字句ハ「國民ノ為ニ」ナル字句ト同意義ナリ日本國憲法ニ依レバ日本國皇帝陛下ハ自ラノ御名ニ於テ署名セラレ其ノ國民ニ代リテ署名セラルルモノニアラザルガ故ニ日本國ニ於テハ右字句ハ如何ナル種類ノ代理ヲモ意味シ得ザルコト極メテ明瞭ナリ……」（二八八―二八九頁）。

調印後、懸念されたように日本国内では国体に反するものとしてこの字句を問題視する運動が高揚する。その中心となったのは国粹主義団体と野党の民政党であり、一部の枢密顧問官もこれに同調した。一九二九年に入って第五六回帝國議會がはじまると、民政党は衆議院で政府を攻撃し、この問題は田中義一政友会内閣の倒閣運動に利用されることとなったが、政府に適当な措置を求める決議案が否決されたことで田中内閣は議會を乗り切った。次の関門は枢密院における批准であったが、田中内閣は問題の字句を日本には適用しないという宣言を行うことで枢密院における反対論を抑えることとした。この方針を受けて枢密院は一九二九年六月二六日に宣言書付きの批准案を可決し、翌二七日に日本は次の宣言を各国に通報した。「……其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ条章ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス」（三九八頁）。

⑨日本側がポツダム宣言を受諾するにあたってもっとも問題となったのは、それが、統治権を天皇が総攬するという日本の国体の変更を求めているのではないかという点であった。一九四五年八月一〇日、昭和天皇は「天皇の國家統治の大權を変更するの要求を抱合し居らざることの了解の下に」という条件を付してポツダム宣言の受諾を決定し、連合国側に打電された。これに対する連合国側

からの回答（いわゆる「バーンス回答」）は、「天皇及日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為、其の必要と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるる（subjectio）ものとす」（第一項）、「日本国政府の確定的形態はポツダム宣言に遵ひ日本国民の自由に表示する意思に依り決定せらるべきものとす」（第四項）というものであった（外務省仮訳）。この回答について外務省は、第一項は天皇の統治権を否定する内容ではなく、また第四項は内政干渉を意味するものと捉え、国体の護持という日本側の要求を否定していないと解釈した。しかし陸軍省軍務局はこれと異なり、第一項は天皇の上に統治者を置くものと読み取り、さらに第四項については「天皇の政府にあらず人民自体の政府として認めて居る」として主権在民論が前提とされていると解釈し、これでは国体を護持できないとして受諾に反対した（波多野澄雄「国体護持と『八月革命』——戦後日本の「平和主義」の生成」『国際日本研究』第六号、二〇一四年）。閣議などでも双方の立場から議論が行われたが、最終的に八月一日の御前会議で昭和天皇は外務省の解釈を採用し、ポツダム宣言の受諾を決定した。同日付の終戦の詔書に「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ」という一文があるのはそのためである。

⑩ 一九七〇年代後半から、中南米では右派と左派の対立が激化した。一九七九年には、ニカラグアでキューバ革命の影響を受けたサンディニスタ民族解放戦線が親米的なソモサ政権を追放した。これに影響されてエルサルバドルでは左翼ゲリラが活発化した。一九八一年に成立したレーガン政権はこうした動きを、中南米におけるアメリカの覇権に対する脅威と捉え、エルサルバドルでは現地政府を支援して左翼ゲリラに対抗させ、ニカラグアでは反政府武装勢力コントラを支援してサンディニスタ政権の転覆を図った。一九八三年には、親ソ路線を執っていたグレナダに侵攻した。一方、ソ連は一九七九年一月にアフガニスタンに侵攻し、親ソ政権を樹立した。ソ連のアフガニスタン侵攻は国際的な批判を受け、米ソ関係はデタントの緊張緩和ムードから一転、深刻な緊張関係に陥った。この研究会が開かれた一九八八年五月当時、ソ連は同年四月のジュネーヴ協定年内のアフガニスタンからの撤退開始を約束していたが、ニカラグア・エルサルバドル両国では和平交渉が続けられていた。

⑪ 神川彦松は不戦条約が締結された際、「絶対不戦の原則」を目的とした点に国際連盟規約からの進歩があると評価したが、実際の効果の面で不十分さがあることを認め、その点の改善を求めている（神川「不戦条約の価値批判」一九二八年）（『神川彦松全集』第九巻、勁草書房、一九七一年）、同「不戦条約の国際法上に於ける意義」一九二九年（同上書所収）。たとえば、戦争に訴えずに国際紛争を解決する手段とされた国際仲裁裁判は、アメリカが「モンロー主義の維持に伴い又は之に関連する問題」を裁判事項の範囲から除外するという方針をとっていたことなどから現状では十分な役割を期待できないとして、「各国家は一切の国際紛争の平和的処理を期し得べき完全なる国際仲裁裁判条約に参加せねばならぬ」と述べている。このように満州事変前の神川は、不戦条約の実効性を高めるために、死活的利益を有する地域であれば他国であっても内政干渉を行うといった行動の自由が認められるというモンロー主義を否定する方向をめざしていたと考えられる。満州事変は、日本にとってこのような意味をもつ地域である満州で行われた軍事行動であり、神川はそれを従来のモンロー主義的な日本の対満州政策の延長線上に位置づけている。この日本の「アジア・モンロードクトリン」に対して神川は満州事変後も批判的であり、「国際聯盟であるとか或は九ヶ国条約であるとか、不戦条約であるとかいうような今日世界を支配している所の、新時代の思想とは相容れない」としていた（満洲問題と亜細亜モンロー主義）一九三三年（『神川彦松全集』第一〇巻）四八二頁。しかし同時に、「日本の実力の進むとともにこれを満洲に適用し、更に進んで支那大陸に適用するといふように、日本の実力の進むとともに不言実行的にこれを行うならば私は結構であると思うのであります」とも述べており（四八二頁）、それを実行する力があるかどうかという基準からモンロー主義政策の可否が判断されるようになっていた。

⑫ 二〇世紀初頭、アメリカはセオドア・ローズヴェルト大統領のもとで中米カリブ海をアメリカの勢力圏とすることに腐心した。一八九八年、アメリカがキューバのスペインからの独立を支援する目的ではじまった米西戦争は、アメリカによるキューバ、プエルトリコの占領という事態を招き、一九〇二年にキューバが独立した後も内政干渉が制度化された。またコロンビアに関しては、パナマ租

借条約批准をコロンビア議会在拒否した際に、アメリカはバナマの反コロンビア勢力を支援し、独立させることによって海峡地帯の永久租借権を獲得した。こうしたカリブ海諸国への圧力は、パリ講和会議において民族自決の原則を掲げたウィルソン大統領のもとでも続き、キューバは保護国とされ、ハイチやドミニカでも米軍による統治が行われた。

しかし一九三〇年代、フランクリン・ローズヴェルト大統領の時代になると、ハル国務長官は第七回パン・アメリカ会議でアメリカの内政干渉権を否認し、キューバを保護国化していたキューバ憲法のプラット修正案を廃棄し、ハイチからも撤退した。ただし、キューバのグアンタナモ湾、バナマ運河地帯の軍事基地は維持強化された(中野耕太郎『二〇世紀アメリカの夢 世紀転換期から一九七〇年代 シリーズ』アメリカ合衆国史③『岩波新書、二〇一九年』)。

⑬ 清瀬一郎は裁判開始に際して、平和に対する罪、人道に対する罪について事後法にあたるため東京裁判で管轄する権限がないという動議を申し立てたが却下された(『秘録 東京裁判』読売新聞社、一九六七年、四四―四五頁、五〇―五四頁)。

⑭ ハンス・ケルゼンの純粋法学にもとづいて横田喜三郎が法の妥当性と実効性を区別したことについては、一九八五年の「一九三〇年代、法学部学生時代の学問的雰囲気」(『丸山眞男語文集 続』一、みすず書房、二〇一四年、二二三―二四頁)でも語られている。

【参考】

〈国際連盟規約より〉

第一六条

第一二条、第一三条又ハ第一五条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル連盟国ハ当然他ノ総テノ連盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス他ノ総テノ連盟国ハ之ニ対シ直ニ一切ノ通商ト又ハ金融上ノ関係ヲ断絶シ自国民ト違約国国民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且連盟国タルト否トヲ問ハス他ノ総テノ国ノ国民ト違約国国民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

連盟理事会ハ前項ノ場合ニ於テ連盟ノ約束擁護ノ為使用スヘキ兵力ニ対スル連盟各国ノ陸海又ハ空軍ノ分担程度ヲ関係各国政府ニ提案スルノ義務アルモノトス
連盟国ハ本条ニ依リ金融上及経済上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最小限度ニ止ムル為相互ニ支持スヘキコト連盟ノ一国ニ対スル違約国ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル為相互ニ支持スヘキコト並連盟ノ約束擁護ノ為協力スル連盟国軍隊ノ版図内通過ニ付必要ナル処置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

連盟ノ約束ニ違反シタル連盟国ニ付テハ連盟理事会ニ代表セラルル他ノ一切ノ連盟国代表者ノ連盟理事会ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ連盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ声明スルコトヲ得

ARTICLE 16.

Should any Member of the League resort to war in disregard of its covenants under Articles 12, 13 or 15, it shall ipso facto be deemed to have committed an act of war against all other Members of the League, which hereby undertake immediately to subject it to the severance of all trade or financial relations, the prohibition of all intercourse between their nationals and the nationals of the covenant-breaking State, and the prevention of all financial, commercial or personal intercourse between the nationals of the covenant-breaking State and the nationals of any other State, whether a Member of the League or not.

It shall be the duty of the Council in such case to recommend to the several Governments concerned what effective military, naval or air force the Members of the League shall severally contribute to the armed forces to be used to protect the covenants of the League.

The Members of the League agree, further, that they will mutually support one another in the financial and economic measures which are taken under this Article, in order to minimise the loss and inconvenience resulting from the above measures.

and that they will mutually support one another in resisting any special measures aimed at one of their number by the covenant-breaking State, and that they will take the necessary steps to afford passage through their territory to the forces of any of the Members of the League which are co-operating to protect the covenants of the League.

Any Member of the League which has violated any covenant of the League may be declared to be no longer a Member of the League by a vote of the Council concurred in by the Representatives of all the other Members of the League represented thereon.

〔戦争抛棄に関する条約(ケロッグ＝ブリアン条約)より〕

独逸国大統領、亞米利加合衆国大統領、白耳義国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、波蘭共和国大統領「チェッコスロヴァキア」共和国大統領ハ

人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深く感銘シ

其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンガ為メ国家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ卒直ニ抛棄スベキ時機ノ到来セルコトヲ確信シ

其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムヘク又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルベキコト及今後戰爭ニ訴ヘテ国家ノ利益ヲ増進セントスル署名国ハ本条約ノ供与スル利益ヲ拒否セラルヘキモノナルコトヲ確信シ

其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ国ガ此ノ人道的努力ニ参加シ且本条約ノ実施後速ニ之ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本条約ノ規定スル恩沢ニ浴セシメ、以テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ノ共同抛棄ニ世界ノ文明諸国ヲ結合セシムコトヲ希望シ

茲ニ条約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

〔全權委員名略〕

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥当ナルヲ認メタル後左ノ諸条ヲ協定セリ

第一条

締約国ハ国際紛争解決ノ為戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

〔中略〕

帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戰爭抛棄ニ関スル条約第一条中ノ「其ノ各自ノ人民ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ条章ヨリ觀テ日本国ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス

THE PRESIDENT OF THE GERMAN REICH, THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, HIS MAJESTY THE KING OF THE BELGIANS, THE PRESIDENT OF THE FRENCH REPUBLIC, HIS MAJESTY THE KING OF GREAT BRITAIN IRELAND AND THE BRITISH DOMINIONS BEYOND THE SEAS, EMPEROR OF INDIA, HIS MAJESTY THE KING OF ITALY, HIS MAJESTY THE EMPEROR OF JAPAN, THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF POLAND, THE PRESIDENT OF THE CZECHOSLOVAK REPUBLIC.

Deeply sensible of their solemn duty to promote the welfare of mankind:

Persuaded that the time has come when a frank renunciation of war as an instrument of national policy should be made to the end that the peaceful and friendly relations now existing between their peoples may be perpetuated:

Convinced that all changes in their relations with one another should be sought only by pacific means and be the result of a peaceful and orderly process, and that

any signatory Power which shall hereafter seek to promote its national interests by resort to war a should be denied the benefits furnished by this Treaty:

Hopeful that encouraged by their example, all the other nations of the world will join in this humane endeavor and by adhering to the present Treaty as soon as it comes into force bring their peoples within the scope of its beneficent provisions, thus uniting the civilized nations of the world in a common renunciation of war as an instrument of their national policy:

Have decided to conclude a Treaty and for that purpose have appointed as their respective...